

集合契約Aタイプによる特定健診とは？

■市区町村ではなく、加入の医療保険の保険者※が契約委託する医療機関等実施機関で受けることとなっています。（※鉄道弘済会健康保険組合など健康保険事業を運用する主体のこと）

■「医療機関等の実施機関の代表」と「保険者の代表」が委任を受けた実施機関や保険者を代表して契約します。

■集合契約Aタイプは、保険者団体と実施機関の全国グループが契約しています。

健診受診対象者	40歳～74歳まで 被扶養者 任意継続被保険者およびその被扶養者含む
健診自己負担費用	2,000円（窓口でお支払いください）

<特定健診の対象外となる者>

次の3つの何れかに該当していた方が、誤って受診された場合の健診費用は全額自己負担となりますので、後日差額不足分の請求書を送らせていただきます。

健診受診日に当健保組合の資格を喪失している場合は受診できません。

満75歳の誕生日以降の受診はできません。

当年度内に当健保組合へ人間ドック利用申請書を提出し受診又は受診予定がある方は、集合契約Aタイプとの重複受診はできません。

【特定健診基本項目】

■問診、診察	■尿検査	■身体測定
■血圧測定	■血中脂質検査	■肝機能検査
■血糖検査	■尿検査	

【特定健診詳細項目】 ※健診結果に基づき医師の判断により実施

■貧血検査	■心電図検査	■眼底検査
■血清クレアチニン検査		

【申込方法】

ステップ1

鉄道弘済会健康保険組合のホームページより「各種届出・申請書」ページにある【集合契約Aタイプによる特定健診を利用するとき】項目より「集合契約Aタイプ特定健康診査受診券交付申請書」をダウンロードし記入の上、当健保組合宛てに申請書を直接郵送してください。※申請書は余裕をもってお送りください

(受診券有効期限は、原則交付申請書受理日～当年度末日までのものを発行します)



＜鉄道弘済会健康保険組合HP「各種届出・申請書」ページ＞

<https://kousaikai-kenpo.or.jp/download/>

ステップ2

特定健康診査受診券が健保組合より自宅に郵送されてきたら、「特定健診等実施機関検索システム」より実施機関を検索し、希望の健診機関ご自身で問合せの上、健診予約をとってください。



＜特定健診等実施機関検索システム＞

<http://hoken.kenporen.or.jp/Kensin/>

※パスワード入力画面より、加入の健保組合「鉄道弘済会」、保険者番号「06131569」を入力し検索画面に進みます

ステップ3

特定健康診査受診券と保険証を持参の上、ご自身で予約した健診機関で受診してください。

ステップ4

健診の3～4週間後医療機関より健診結果が郵送されてきます

(医療機関によっては、直接取りに行く場合もあるので、受診された医療機関にお問い合わせください)